

院内感染対策サーベイランス（Japan Nosocomial Infection Surveillance）の参加登録抹消について（案）

資料 1

厚生労働省健康局結核感染症課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【経緯】

- 薬剤耐性(AMR)対策アクションプランに基づき、医療機関の外来部門の薬剤耐性の動向を正確に把握する観点から、令和4年より診療所の参加を開始し、1300の新規登録医療機関があった。

【課題】

- 事務局から医療機関に対して「説明会の実施」、「HPの周知」や「医療機関の担当者にデータ入力依頼のメール」を実施したが、令和5年2月13日時点で548の医療機関が一度もJANISへのデータ入力がない状態。
- データの未提出が継続する場合は、院内感染対策サーベイランス実施マニュアルに従って参加登録を抹消となる。

・参加医療機関の登録抹消（院内感染対策サーベイランス実施マニュアルより抜粋）

「参加医療機関からのデータの提出が下記に該当する場合、結核感染症課は運営会議で協議の上、参加登録を抹消することができる。

- ① 検査部門、全入院患者部門においては、3ヶ月以上継続してデータの提出がない。
- ② SSI 部門、ICU 部門、NICU 部門においては、2回以上継続してデータの提出がない。
- ③ 2年連続して年報集計対象外（データ未提出、または疑義データ照会に応じない場合）。なお、提出されたデータの10%以上が必須項目を満たしていない等の理由で受理されなかった場合は未提出とみなす。」

【対応案】

- 事務連絡でデータ入力をお願いを参加医療機関に周知し、3月17日時点から登録抹消要件に該当している場合、登録抹消してはどうか。
- 再発防止策として、参加承認前に詳しい要件にチェックボックスで確認及び検体提出がない場合は一ヶ月おきに事務局からリマインドメールを実施。